

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和3年度第2四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	可動火格子ほか5点（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング(株)	11,765,600	令和3年7月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか4点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	25,630,000	令和3年7月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	バケット用爪（平野工場）買入	産業用機器	(株)福島製作所	3,300,000	令和3年7月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	台車ローラほか2点（舞洲工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	8,580,000	令和3年7月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	パドルほか7点（西淀工場）買入	産業用機器	(株)タクマ	30,350,320	令和3年7月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	湿式有害ガス除去装置用ポンプ部品1ほか35点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績(株)	3,043,700	令和3年8月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	水噴霧装置ノズルほか1点（西淀工場）買入	産業用機器	(株)タクマ	1,678,050	令和3年8月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか6点（東淀工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	18,700,000	令和3年9月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	じん芥クレーン横行車輪部品#1ほか2点（鶴見工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	1,137,400	令和3年9月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	加熱脱塩素化処理装置用部品1ほか2点（平野工場）買入	産業用機器	日立造船(株)	4,431,900	令和3年9月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
11	フィードテーブル先端鋳物#1ほか5点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	18,080,370	令和3年9月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

可動火格子ほか5点(平野工場)買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する可動火格子ほか5点は、JFEエンジニアリング(株)設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様は、非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル1ほか4点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル1ほか4点は、日立造船株式会社設計・施工による舞洲工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1. 案件名称

バケット用爪（平野工場）買入

2. 契約の相手方

株式会社 福島製作所

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場のクレーン設備に付属するじん芥クレーンで使用している株式会社福島製作所製「じん芥クレーンバケット」の専用部品であり、他社ではクレーンバケットへの取付や性能保証ができる部品の製作が不可能であるため、株式会社福島製作所の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、株式会社福島製作所と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

台車ローラほか2点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する台車ローラほか2点は、日立造船(株)設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細な寸法及び関連機構との関係は非公開であり、当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

パドルほか7点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するパドルほか7点は（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された捕集灰無害化処理設備・ボイラー設備及び焼却設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

湿式有害ガス除去装置用ポンプ部品 1 ほか 3 5 点 (平野工場) 買入

2 契約の相手方

倉敷紡績 (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入予定の湿式有害ガス除去装置用ポンプ部品 1 ほか 3 5 点は、倉敷紡績 (株) と本多機工 (株) により、排ガス洗浄を目的として開発・設計された湿式有害ガス除去装置用ポンプの主要構成部品である。

本製品は倉敷紡績 (株) のみ取扱いがあり、形状寸法などの詳細な仕様は非公開であるため、本製品以外を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本製品は、倉敷紡績 (株) のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績 (株) と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3)

随意契約理由書

1 案件名称

水噴霧装置ノズルほか1点（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入する水噴霧装置ノズルほか1点は（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工された燃焼設備・排ガス処理設備の一構成部品である。

従って本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本製品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか6点（東淀工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛り水管パネル#1ほか6点は、日立造船株式会社設計・施工による東淀工場ボイラー設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

じん芥クレーン横行車輪部品#1ほか2点(鶴見工場)買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回買入するじん芥クレーン横行車輪部品#1ほか2点は、日立造船(株)製の鶴見工場焼却設備の主要設備として、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船(株)の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本製品は日立造船(株)が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船(株)と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合

施設部 鶴見工場 (電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1. 案件名称

加熱脱塩素化处理装置用部品1ほか2点(平野工場)買入

2. 契約の相手方

日立造船株式会社

3. 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する製品は、当工場の集じん設備に付属する捕集灰無害化处理設備で使用している、日立造船株式会社製「加熱脱塩素化处理装置」の専用部品であり、他社では加熱脱塩素化处理装置への取付や性能保証ができる部品の製作が不可能であるため、日立造船株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

今回購入する製品は、日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船株式会社と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪広域環境施設組合

平野工場(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

フィードテーブル先端鋳物# 1 ほか5点 (八尾工場) 買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入するフィードテーブル先端鋳物# 1 ほか5点は、三菱重工業 (株) において独自の技術により設計・施工された炉体設備及び火格子設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法、関連機構、炉体設備及び火格子設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

なお、三菱重工業 (株) については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) に統合し、事業実施していることから、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) 製の製品を指定する。

(2) 業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング (株) と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)